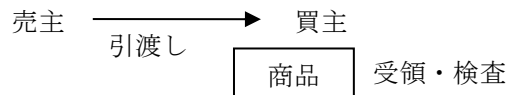


5. 商人間の売買の履行

5-1. 商品の引渡しと受領

(1) 商品引渡義務の履行



種類・品質・数量の契約不適合

→ 追完請求 (民 562) ・ 代金減額請求 (民 563) ・ 損害賠償請求 ・ 解除 (民 564)

(2) 買主の検査・通知義務

(a) 意義

事例 5-a 買主の検査・通知義務

建設請負業を営む A は、建設資材業者 B から、セメント 500kg を購入した。B から届けられたセメントを A が検査したのはその 4 か月後であり、検査の結果、セメントは契約された品質よりも劣ることが分かった。B はセメントの品質が劣ることを知らなかった。

民 566 : 種類・品質の契約不適合 (⇔数量) → 不適合を知ったときから 1 年以内に通知

⇔検査義務 (商 526 I) + 種類・品質・数量の契約不適合を発見 → 通知義務 (同 II 前)

売主が悪意の場合 (同 III)

規定の趣旨 : 善後策の機会、買主が売主の危険で投機することの防止

売買の目的物と全く異なるものが引き渡された場合

(b)ただちに発見することができない契約不適合 (商 526 II 後)

種類・品質に関するただちに発見することができない契約不適合 (⇔数量)

=6 か月以内に発見→通知義務 (商 526 II 後)

規定の趣旨 (商取引の迅速性)

→6 か月以内に発見できなければ? (最判昭和 47・1・25 判時 662-85)

* 商 526 II の通知後の救済 (最判平 4・10・20 民集 46-7-1129)

(3)引渡しの遅延

①履行強制 (民 414)、②解除 (民 541)、③損害賠償請求 (民 415)

(①または②を重ねて③を行うことも可能。民 414 II・545IV)

・市場で (他の取引先から) 容易に調達できる物

・市場で容易に調達できない物 (特殊な部品の製造のための金型 etc.) →違約金、再交渉

(4)免責事由

引渡の遅延による損害賠償 (民 415) : 帰責事由

免責事由の定め

5-2.代金の支払い

(1)支払時期

買主の代金支払義務——売主の先履行（信用売買）

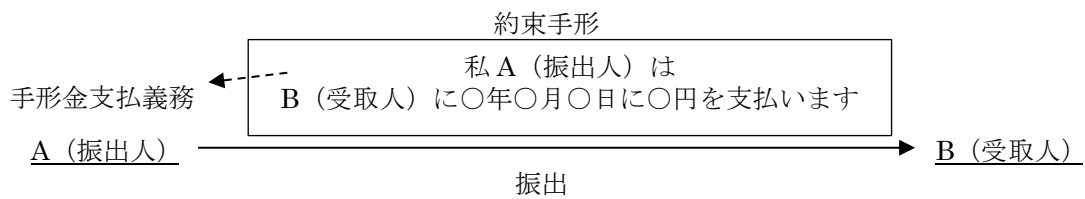
締め日ごとの集計、翌月の支払日に支払い

(2)支払方法

(a)約束手形

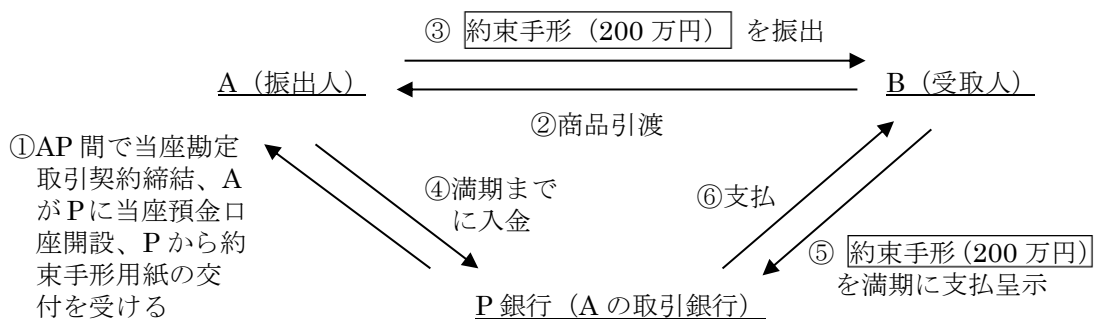
支払方法＝現金、銀行振込、小切手、約束手形 etc.

約束手形＝振出人が受取人に対して、約束の日（満期）に一定の金額（手形金額）を支払うことを約束する証券（支払約束証券）



事例 5-b 約束手形による支払

卸売商 A はメーカー B から商品を仕入れることになった。AB 間で、代金支払は 3 か月後にすることが合意された。



(b)約束手形と信用売買

支払期日前の代金債権回収

①売買代金債権そのものを譲渡（債権譲渡。民 466 以下）

②約束手形の振出を受け、これを満期前に譲渡（簡易な譲渡方法、譲受人の保護）

→信用売買の促進

(c)手形の利用減少と廃止

手形に代わる支払手段、手形発行コスト（印紙税）

→電子記録債権法（2007 年）、さらに、2026 年を目標に全面的電子化

有価証券＝権利と紙の結合：権利の譲渡・行使が容易かつ合理的に

→ 廃止傾向

5-3.買主の信用状態の悪化

(1)不安の抗弁権

契約締結後の買主の信用状態悪化→不安の抗弁権？

東京地判平 2・12・20 判時 1389-79

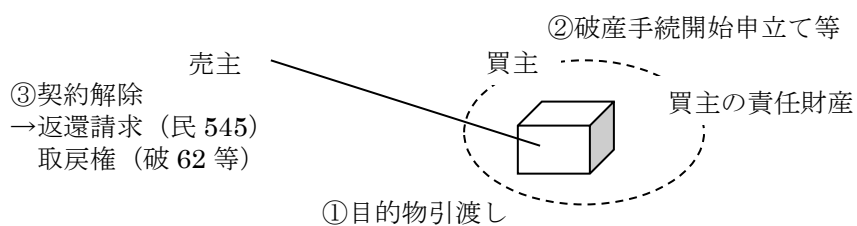
(ベビー用品の継続的売買の事例：買主が取引量を急激に増加、売主からの担保提供申し入れを拒否、買主から支払延期要請)

信用悪化による契約解除

(2)解除特約

倒産＝債務者の決定的な経済的破綻（弁済期にある債務を一般的に弁済できず）

解除特約＝買主の破産手続開始申立て等を解除原因に



無効説（特定の債権者による債務者財産の奪取） ⇔ 有効説（売主の保護）

事例 5-c 解除特約

Xは、Aに対してトラッククレーンを販売し、代金600万円は30回の分割弁済とした。この売買契約では、Aについて破産や会社更生等の申立ての原因になる事実が発生したときは、Xは催告をせずに契約を解除できる旨が定められていた。Aは、代金のうち400万円を支払った後、会社更生の申立てをした。Xは契約解除の意思表示をし、その後、Aの更生管財人Yに対して、取戻権（会更64）の行使としてトラッククレーンの引渡しを請求した。

最判昭57・3・30民集36-3-484

「買主たる株式会社に更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的……を害するものであるから、その効力を肯認しえないものといわなければならない。」

判決の射程

- ・会社更生手続以外の手続なら？

会社更生手続・民事再生手続

- ・いずれも再建型倒産手続（債務の整理をしながら債務者を再建することを目的とする倒産手続。会社更生手続は、債務者が株式会社である場合のみ利用可能）
- ・支払不能の手前の状態で手続を開始することができる（民再21I、会更17I参照）
- ・事業はそのまま継続→会社更生では担保権の実行に制限あり
 ∴事業用の資産について担保権が実行されると事業ができなくなる

- ・事案＝買主が代金の半分以上を払っていた

最判平20・12・16民集62-10-2561（民事再生手続開始申立てを解除原因とする特約）